

役員報酬基準

新定款第23条の規定に基づき、理事・監事の報酬等を次のとおり定める。

第1条 総額

- 1、 理事への報酬等の総額は、5,000,000円とする。
- 2、 監事への報酬等の総額は、500,000円とする。

第2条 支給

- 1、 役員会及び監査出席にあたり、旅費等も含め、1回10,000円の報酬とする。
但し、会議が長時間に及ぶ場合は、理事長の判断で、適宜増額する。
- 2、 理事長の報酬は、その職責に鑑み、2,000,000円とする。
- 3、 職員を兼ねる理事は、支給しない。

第3条 この基準は、平成29年4月1日より適用する。

(平成29年1月24日 評議員会・理事会各制定)